

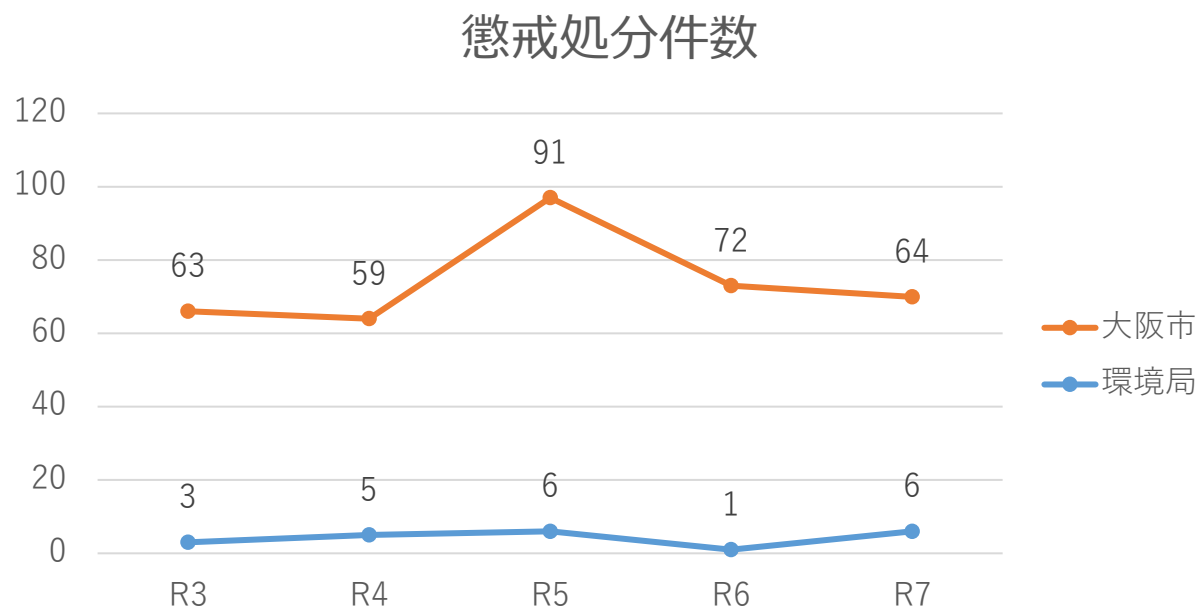
令和8年度

環境局の取組について

(1) 環境局の懲戒処分状況について (件数の推移)

◆年度別懲戒処分件数の推移 (R3~R7)

- ・大阪市全体の懲戒処分件数は令和5年度から2年連続で減少傾向
- ・環境局は令和6年度は減少したものの、令和7年度は再び増加



期間	環境局	参考 *大阪市	
		内	市長部局等
令和3年度	※3件	※63件	34件
令和4年度	5件	59件	30件
令和5年度	6件	91件	47件
令和6年度	1件	72件	46件
令和7年度	6件	64件	39件

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件（環境局2件）を除く。

(1) 環境局の懲戒処分状況について（件数の推移）

◆環境局の重点取組及び発生件数、処分件数の推移（R3～R7）

- 当局では、平成25年度より、懲戒処分件数にかかる独自の数値目標を掲げ、また、平成29年度より、市長部局等の重点取組とは別に、当局独自の重点取組を設定していた。
- 令和3年度からは、本来の目標である不祥事の根絶に向けて、重点取組を設定し、進めている。

目標設定期間	環境局			参考（市長部局の重点取組）
	発生件数 (R8.4.30時点)	処分件数	重点取組	
R 3年度	4件	3件	ハラスメントの防止 勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	不適正事務事案の発生防止 ハラスメント事案の発生防止
R 4年度	4件	5件	ハラスメントの防止 勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止
R 5年度	3件	6件	飲酒時の非違行為の防止 ハラスメントの防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止
R 6年度	2件	1件	飲酒時の非違行為の防止 ハラスメントの防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止
R 7年度	5件	6件	飲酒時の非違行為の防止 ハラスメントの防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止

※事案発生から処分決定までには期間を要する案件もあるため、当該年度の発生件数と処分件数は同数ではない。

※発生件数について、年度がまたがる事案は発生日の年度に計上している。

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (事案の内容)

◆令和5年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R5.5	公務上交通事故	戒告	R4.3.8
R5.5	職務命令違反	戒告	R3.4~R4.3
R5.7	大阪府迷惑防止条例違反 (飲酒後の痴漢)	停職3月	R5.4.28
R5.8	公務上交通事故	戒告	R3.12.23
R5.10	職務命令違反・虚偽報告・管理監督責任	戒告	R5.7.26
R6.3	システムの映像データの削除及び供述の変遷	戒告	R4.11

◆令和6年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R6.9	通勤手当不正受給及び虚偽報告	減給3月	R5.8~R6.8

※濃色は当該年度内に発生し、当該年度内に処分をおこなったもの

※太字は重点取組に係る非違行為

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (事案の内容)

◆令和7年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R7.5	酒気帯び運転	停職1年	R6.7.17
R7.8	通勤手当不正受給	減給1月	R7.4~R7.5
R7.9	通勤手当及び市内出張交通費不正受給	減給3月	R7.4~R7.6
R7.10	窃盗	停職3月	R7.6.8
R7.11	通勤手当不正受給	減給	R6.7,R6.9~R7.7
R8.2	傷害(飲酒時非違行為)	減給	R7.9.22

※濃色は当該年度内に発生し、当該年度内に処分をおこなったもの
※太字は重点取組に係る非違行為

(参考) 令和8年度の懲戒処分

■事案の概要

当該職員は、自家用車両による通勤が認められていないにもかかわらず、令和7年7月から8月にかけて、月に10回~10数回、令和8年1月から2月にかけて、月に6~7回、令和8年3月2日に1回、自家用車両により通勤した。



減給

(令和8年4月30日付け)

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (事案の内容)

◆令和7年度の懲戒処分手案の詳細

【酒気帯び運転】

令和6年7月17日午前0時13分頃、阿倍野区内の路上において、呼気1リットルにつき0.35mgのアルコールを身体に保有する状態で、乗用車内で居眠りをしていたため、酒気帯び運転の容疑で検挙され、令和7年4月16日、大阪府公安委員会より運転免許取消処分、令和7年5月1日、道路交通法違反により、罰金30万円の刑罰を受けた。

停職1年

(令和7年5月30日付け)

【窃盗】

令和7年6月8日に大阪市内のホームセンターで、食料品等約30点を窃盗したとして、私服警備員(万引きGメン)に声を掛けられ、福島警察署から取り調べを受けた。その後、7月3日に大阪区検察庁に書類送致され、7月16日付けで不起訴処分となった。

停職3月

(令和7年10月31日付け)

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (事案の内容)

◆令和7年度の懲戒処分手案の詳細

【傷害】

令和7年9月22日に淀川区内において、酒に酔った状態で、コンビニエンスストア店員に暴行を加えたとして、淀川警察署に傷害罪の容疑で逮捕された。その後、令和7年12月5日に書類送致され、令和7年12月11日付けで不起訴処分となった。

減給

(令和8年2月28日付け)

公表について

酒気帯運転、窃盗、傷害いずれの事案についても逮捕・書類送致等に伴い報道発表を行い、ネットニュース等で多数報道された。

(1) 環境局の懲戒処分の状況について（事案の内容）

【不正受給（通勤手当等）】

<事案①>

令和7年1月から令和7年5月までの期間における通勤手当について、自宅から職場まで公共交通機関を使用し通勤すると届け出ていたにもかかわらず、徒歩で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

⇒減給1月（令和7年8月29日） ※会計年度任用職員のため、処分対象期間は令和7年度分のみ

<事案②>

令和6年4月から令和7年6月までの期間における通勤手当について、通常運賃により認定された通勤手当を受給しているにもかかわらず、敬老優待乗車証を使用し、通勤手当を不正に受給した。

また、令和6年4月から令和7年4月までの期間における市内出張交通費について、敬老優待乗車証を使用していたにもかかわらず、通常運賃で請求し、受給していた。

⇒減給3月（令和7年9月30日） ※会計年度任用職員のため、処分対象期間は令和7年度分のみ

<事案③>

令和6年7月から令和7年7月までの間（令和6年8月を除く）、通勤経路の一部区間において、届け出ている通勤経路とは異なる経路で常例的に通勤し、通勤手当を不正に受給した。

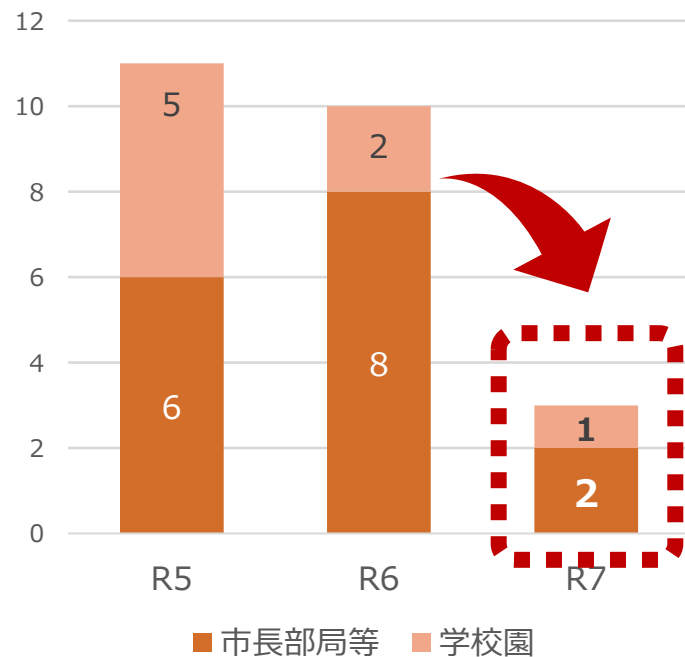
⇒減給（令和7年11月28日）

令和7年度は、手当の不正受給にかかる懲戒処分事案が立て続けに発生した。

(1) 環境局の懲戒処分状況について (懲戒処分の傾向)

大阪市全体

- わいせつ事案 (盗撮、痴漢等) が市長部局等及び学校園ともに減少



環境局

- 過去3年において、1件発生

(参考) 【大阪府迷惑防止条例違反 (痴漢)】

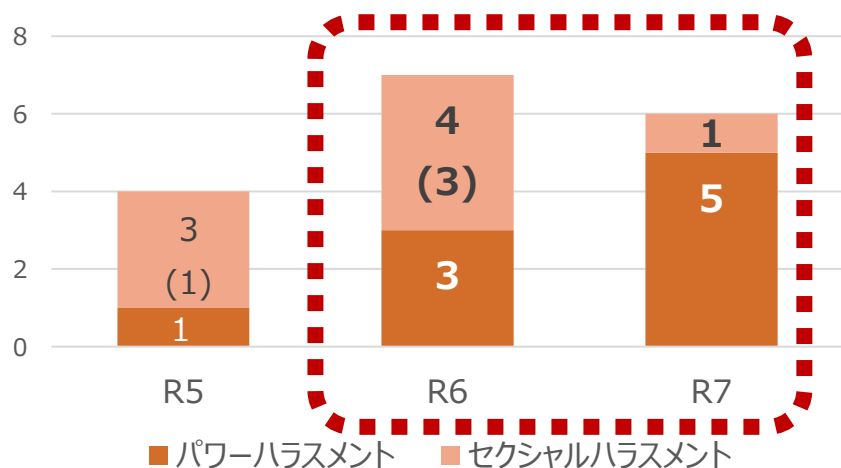
当該職員は、令和5年4月28日 (金曜日) に大阪府内を走行中の電車で、右手で衣服の上から女性の臀部を触り、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 (大阪府迷惑防止条例) 違反の容疑で現行犯逮捕され、5月24日 (水) に大阪地方検察庁に最終送致された。

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (懲戒処分の傾向)

大阪市全体

➤ 近年、ハラスメント事案が顕在化

- セクハラは減少しているが、パワーハラは増加
- 飲酒による事案が減少



() は市長部局等における飲酒時の非違行為件数

環境局

- 過去3年において、ハラスメントによる懲戒処分事案は発生していない
- ただし、令和5年度及び令和6年度にハラスメントに関する相談があった

(参考) ハラスメント相談件数【職員課窓口】

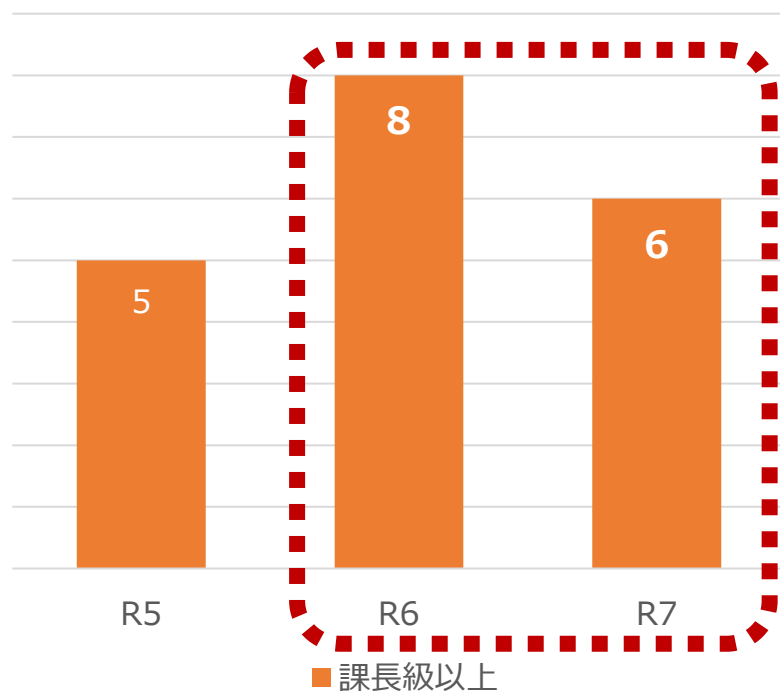
令和5年度	5件
令和6年度	2件
令和7年度	0件

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (懲戒処分の傾向)

大阪市全体

➤ 課長級以上職員による事案が多い傾向

- 課長級以上の懲戒処分件数が高止まりしている



環境局

➤ 過去3年において、課長級以上職員による事案は発生していない

(参考)

令和5年度に課長代理級職員による事案が1件発生している。

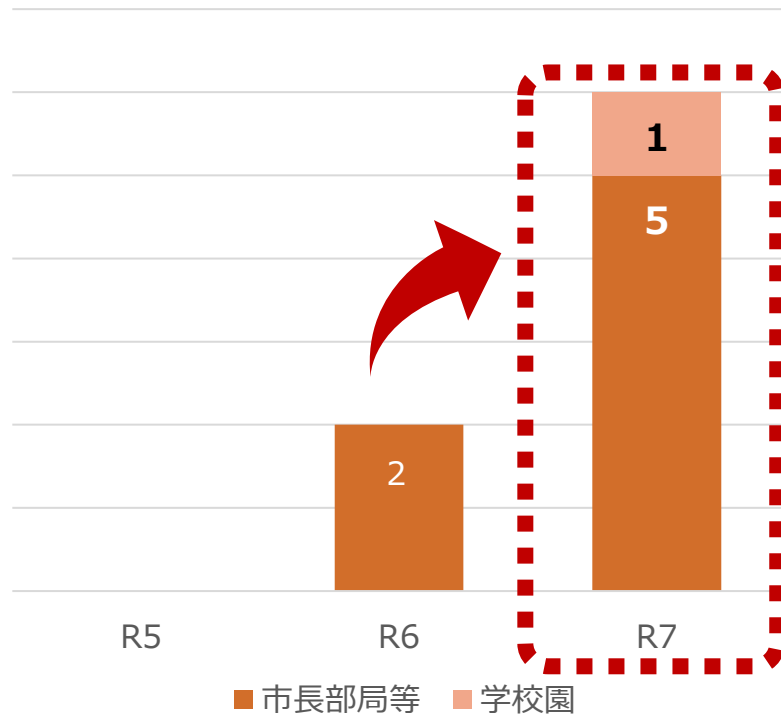
(大阪府迷惑防止条例違反 (痴漢) 事案)

(1) 環境局の懲戒処分の状況について (懲戒処分の傾向)

大阪市全体

➤ 会計年度任用職員による事案が増加

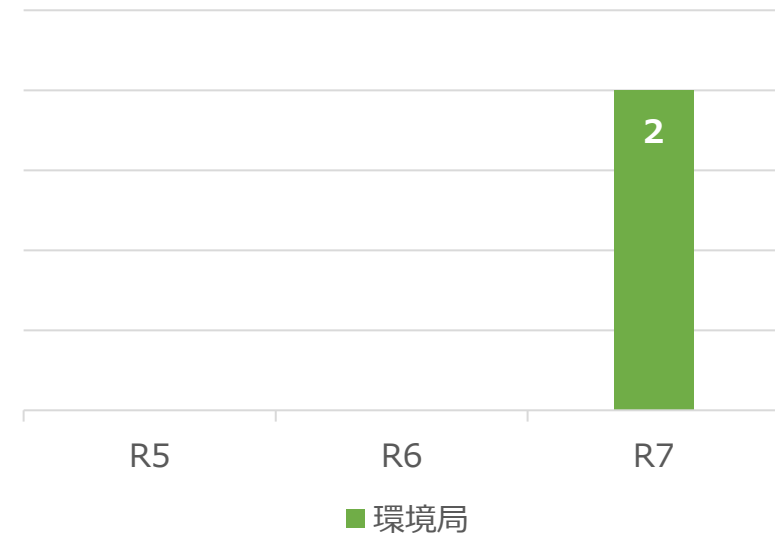
- 手当の不正受給事案が多い



環境局

➤ 環境局においても、会計年度任用職員による事案が増加している

R7年度に会計年度任用職員による通勤手当等の不正受給事案が2件発生



(2) 令和7年度 環境局の重点取組について（振り返り）

【重点取組】

① 飲酒時の非違行為の防止 ② ハラスメントの防止

①の取組について

- 当局独自の取組として行っているサービス研修やコンプライアンス研修の内容に反映させた。
- 夏季及び年末の綱紀保持の通知を行う際に重点取組として周知し啓発を図った。
- 毎月の懲戒処分事案公表時に酒気帯び運転事案を取り上げ、注意喚起を行った。

結果：令和7年9月、当局職員が飲酒後に傷害事件を起こす不祥事が発生した。（令和8年2月処分）

②の取組について

- 全職員を対象としたハラスメント防止研修をe-ラーニングにて実施した。

結果：令和7年度はハラスメントの認定に至った事案はなく、職員課窓口への相談件数は0件であった。

(3) 令和8年度における環境局の取組について（今後の対応）

【重点取組】

①飲酒時の非違行為の防止 ②ハラスメントの防止

①の取組について

飲酒時の非違行為の防止については、令和5年度から令和7年度にかけて3年連続で飲酒に関わる不祥事案が発生しており、これ以上の不祥事を発生させないために以下のとおり取り組んでいく。

（取組内容）

- ・ 服務研修等の研修内容に反映し、啓発を図る。
（自転車や電動キックボードの酒気帯び運転等についても盛り込む）
- ・ 夏季、年末の綱紀保持の通知の際に飲酒時の非違行為防止について盛り込んだ内容を通知する。
- ・ 毎月の懲戒処分事案公表時において、飲酒にかかる事案を取り上げ注意喚起を行う。
- ・ 当日休暇の取得状況や本人の普段の言動等を踏まえて、管理監督者より職員へ個別に指導を行うことにより、不祥事案の発生を未然に防ぐ。

(3) 令和8年度における環境局の取組について（今後の対応）

【重点取組】

- ① 飲酒時の非違行為の防止 ② ハラスメントの防止

②の取組について

ハラスメントの防止については、令和7年度の相談件数は0件であったが、令和5年度に5件、令和6年度に2件の相談があったことを鑑み、引き続き重点的に取り組んでいく。

（取組内容）

- ・ 全職員を対象として、eラーニングでハラスメント防止研修を行う。
- ・ 現業管理主任を対象とした研修等においてハラスメント対策の内容を盛り込む。

①、②ともに市の重点取組を踏まえて局独自の取組を徹底していく。

(3) 令和8年度における環境局の取組について（今後の対応）

◆不祥事の根絶に向けて

- 今年度においても不祥事の根絶に向け、部下職員のマネジメントに取り組んでいく。
- 職員一人ひとりが、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚と責任を持って行動できるよう、繰り返し指導を行っていく。

◆今後の展開について

- 服務指導会議において決定した事項については、服務指導会議実行委員会で共有化を図る。
- なお、服務指導会議実行委員会は、ルシアス庁舎にて原則集合で実施する。（ルシアス庁舎勤務以外の職員については、希望者のみwebで実施する）

（開催日程と出席者）

日 程	出席者（予定）	
	部長級以上	課長級等
5月26日（火） 15:30～	局長、理事、総務部長、改革推進担当部長、環境施策部長、エネルギー政策担当部長、環境管理部長、事業部長、大阪広域環境施設組合（事務局長、総務部長、施設部長）	課長、事業所長、各課・事業所の技能統括主任（1名）